

高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準

1 建設工事に係る入札参加者募集条件の設定方針は、次のとおりとする。

(1) 募集対象

原則として市内企業（法人にあつては本店である営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の本店である営業所をいう。以下同じ。）の所在地が高松市内である法人で、高松市内に契約の締結等の権限を有する当該業種に係る営業所（同項の営業所をいう。以下同じ。）を有し、かつ、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者（住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。）で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するものをいう。以下この項において同じ。）を募集対象とするが、特殊工事その他の高度な技術水準を要する工事については、準市内企業（法人にあつては本店である営業所の所在地が高松市外である法人で、高松市内に当該業種に係る営業所を有し契約の締結等の権限を当該営業所に委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては高松市内に当該業種に係る営業所を有する者（市内企業に該当する者を除く。）をいう。以下この項において同じ。）についても募集対象とするものとする。ただし、入札参加業者の確保ができない等これにより難しい場合は、市外企業（法人及び個人に応じ、それぞれ市内企業及び準市内企業のいずれにも該当しない者をいう。以下この項において同じ。）も募集対象とするものとする。

(2) 入札参加資格者名簿の登載実績

公募型指名競争入札の参加申請の際現に当該業種に係る高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過していること（以下この号において「連続2年以上当該業種登載」という。）。この場合において、連続2年以上当該業種登載を満たすために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

ア 入札参加資格を失った日の前日から次のいずれにも引き続き該当していたこと。

(ア) 当該工事の種類に係る建設業法の許可を受けていること。

(イ) 建設業法第27条の23の規定により当該工事の種類の公共工事を直接請け負うことができること。

イ 当該失念等の申出があったこと。

(3) 格付等の指定

土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、格付（ランク）を指定するものとする。

(4) 技術的適性

過去15年（一次下請実績の場合は、7年）以内に当該工事と同種の工事（高松市又は別表第1に掲げる機関が発注したものに限る。）の施工実績（元請・下請の別は問わないが、主体工事以外の施工実績を除くものとする。）を有する業者を募集対象とする。この場合における施工実績は、その契約金額又は施工量（明示できるものに限る。）の実績が当該工事の2分の1以上であることを要件とする。ただし、その求める施工実績につき特に必要があると認めるときは、この割合について、次のア及びイに掲げる場合の区分に応じてそれぞれア及びイに定めるところによることができる。

ア イに掲げる場合以外の場合

おおむね4分の1以上5分の4以下の範囲内においてその都度定める割合とすること。

イ 予定価格が500万円未満である場合

2分の1未満の範囲内においてその都度定める割合とし、又は設定しないこと。

(5) 手持工事数の制限

入札参加申請書の提出期限日、指名通知及び開札（高松市総合評価落札方式実施要領（平成25年6月1日施行）に基づく総合評価落札方式による場合にあっては、入札参加申請書の提出期限日、指名通知、開札及び落札）のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した予定価格130万円を超える工事（随意契約に係るものを除く。以下この号において「対象工事」という。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象工事の手持件数の合計が2以下であること（手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）の規定の適用がある場合は、その適用後の件数以下であることとし、また、次の日は終日手持件数に算入し、イ及びウの日はその翌日に手持件数から除外する。）。

ア 落札者（入札後審査型制限付き一般競争入札にあっては、落札候補者）となった日

イ しゅん工検査に合格した日

ウ 落札候補者となった後の入札参加資格の確認で入札参加資格を有しないとして高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）第14条第5項の通知をした日

エ 落札候補者となった後の低入札価格調査の結果、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号。高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則（平成30年

高松市規則第34号)第100条において読み替えて準用する場合を含む。)第14の2第1項各号のいずれかに該当するとして高松市低入札価格調査制度実施要領(平成31年4月1日施行)第11条第2項の様式第1による通知をした日

(6) その他

前各号に掲げるもののほか、工事の特性によっては、必要な条件を付するものとする。

2 業務委託に係る入札参加者募集条件の設定方針は、次のとおりとする。

(1) 募集対象

当該業務の履行に必要な資格及び技術者を有する業者を募集対象とするほか、原則として市内企業(法人にあつては主たる事務所の所在地(測量法(昭和24年法律第188号)、建設業務コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けている場合は、その登録に係る本店又は本社の所在地によるものとする。以下同じ。))が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては住民票の住所が引き続き1年以上高松市内である者(住民票の住所が高松市内である者で、直前の1月1日現在の住民票の住所も高松市内であるものを含む。))で、高松市内に事務所(当該事務所につき法律の規定により登録等を要する場合は、当該登録等を受けた事務所に限る。以下同じ。))を有するものをいう。以下この項において同じ。))を募集対象とするが、特殊工事、大規模工事その他の高度な技術水準を要する工事については、準市内企業(法人にあつては主たる事務所の所在地が高松市外である法人で、従たる事務所の所在地が高松市内で、契約の締結等の権限を当該事務所に委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあつては高松市内に事務所を有する者(市内企業に該当する者を除く。))をいう。以下この項において同じ。))についても募集対象とするものとする。ただし、入札参加業者の確保ができない等これにより難しい場合は、市外企業(法人及び個人に応じ、それぞれ市内企業及び準市内企業のいずれにも該当しない者をいう。以下この項において同じ。))も募集対象とするものとする。

(2) 入札参加資格者名簿の登載実績

公募型指名競争入札の参加申請の際現に当該業種に係る高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載されて、連続して2年を経過していること(以下この号において「連続2年以上当該業種登載」という。))。ただし、連続2年以上当該業種登載を満たすために本来入札参加資格申請をすべき期間内に失

念等によって入札参加資格申請をしなかった者が、その後の直近の受付期間内に入札参加資格申請をして高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿に登載された場合において、その者が次のいずれにも該当するときは、当該入札参加資格を失っていた期間の前後の期間は、引き続いていたものとみなす。

ア 次の(ア)から(ウ)までの区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める要件に、入札参加資格を失った日の前日から引き続き該当していたこと。

(ア) 法律の規定による登録を要する業務 当該登録を受けていること。

(イ) (ア)に掲げるもののほか、営業に関し法律上必要な資格を要する業務当該資格を有していること。

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当しない業務 当該業務を営んでいること。

イ 当該失念等の申出があったこと。

(3) 技術的適性

過去15年（一次下請実績の場合は、7年）以内に当該業務と同種の業務（高松市又は別表第1に掲げる機関が発注したものに限る。）の履行実績（予定価格が3,000万円以上の業務に係る履行実績については、元請に限る。）を有する業者を募集対象とする。この場合における履行実績は、その契約金額及び業務量（明示できるものに限る。）の実績がいずれも当該業務の3分の2（当該業務の内容により必要と認められるものについては3分の2を超え5分の4以下の範囲内で設定した割合）以上であることを要件とする。

(4) 手持業務数の制限

入札参加申請書の提出期限日、指名通知及び開札のいずれの時点においても、高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した予定価格50万円を超える業務（随意契約に係るものを除く。以下この号において「対象業務」という。）の手持件数及び高松市病院局が発注した対象業務の手持件数の合計が2以下であること（次の日はその終日手持件数に算入し、イの日はその翌日に手持件数から除外する。）。

ア 落札者となった日

イ 検収に合格した日

(5) その他

前各号に掲げるもののほか、業務の特性によっては、必要な条件を付するものとする。

3 開札立会人の選出

(1) 電子入札案件にあつては、原則として、開札立会人を選出しない。

(2) その他の案件にあつては、入札参加申請書及び添付書類の審査終了後において、指名することとした業者に係る入札参加申請書に到達順に番号を付すものとし、別表第2の左欄に掲げる当該入札に係る指名業者数ごとに同表の右欄に掲げる番号を付さ

れた入札参加申請書を提出した業者に対しては、開札の立会いを依頼する。この場合において、立会いの依頼を受けた業者は、開札の立会いに協力しなければならない。

4 その他

この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、工事請負等審査委員会の審議を経て市長が定める。

附 則

- 1 この運用基準は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 塩江町の編入の日の前日まで引き続いて塩江町建設工事執行規則（昭和57年塩江町規則第4号）第9条第2項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載されていた期間又は塩江町契約規則（昭和46年塩江町規則第3号）第15条第2項の規定により入札指名人名簿に登載されていた期間は、当該業種において第1項第4号及び第2項第4号に規定する高松市入札参加資格者名簿に登載されていた期間とみなす。
- 3 牟礼町、庵治町、香川町、香南町及び国分寺町の編入の日の前日まで引き続いて、次の各号に定める名簿に登載されていた期間は、当該業種において第1項第4号及び第2項第4号に規定する高松市入札参加資格者名簿に登載されていた期間とみなす。
 - (1) 牟礼町建設工事執行規則（平成9年牟礼町規則第9号）第9条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿
 - (2) 牟礼町長の定めるところにより牟礼町建設工事執行規則第9条第2項に規定に準じて作成された測量・建設コンサルタント業務又は製造の請負に係る指名競争入札参加資格者名簿
 - (3) 庵治町建設工事執行規則（平成2年庵治町規則第6号）第9条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿
 - (4) 庵治町契約規則（昭和39年庵治町規則第3号）第15条第2項に規定する測量・建設コンサルタント業務又は製造の請負に係る入札指名人名簿
 - (5) 香川町建設工事執行規則（平成10年香川町規則第8号）第9条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿
 - (6) 香川町契約規則（昭和39年香川町規則第4号）第16条第2項に規定する測量・建設コンサルタント業務又は製造の請負に係る入札指名人名簿
 - (7) 香南町契約規則（平成9年香南町規則第9号）第33条第1項に規定する工事、測量・建設コンサルタント業務又は製造の請負に係る指名競争入札参加資格者名簿
 - (8) 国分寺町建設工事執行規則（平成10年国分寺町規則第3号）第9条第2項に規定する指名競争入札参加資格者名簿
 - (9) 国分寺町長の定めるところにより国分寺町建設工事執行規則第9条第2項の規定に準じて作成された測量・建設コンサルタント業務又は製造の請負に係る指名競争入札参加資格者名簿

(特別簡易型総合評価落札方式による場合の特例)

- 4 第1項第2号、第3号及び第6号の規定は、高松市総合評価落札方式実施要領第2条第4項に規定する特別簡易型総合評価落札方式を行う場合においては、適用しない。

(主観点数による入札参加資格の導入)

- 5 決定数値における主観点の配点比重を拡大し、企業の社会性や技術力を、より決定数値に反映させ、入札参加資格者名簿を編成したことにかんがみ、当分の間、次のいずれにも該当する工事種別においては、当該年度における発注予定件数のおおむね10分の1（高松市入札後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成20年4月1日施行）附則第5項の規定によるものと合せた上限を3とする。）の案件について、決定数値の算定に係る主観点数について案件ごとに指定する点数を受けていることを入札参加資格として設定するものとする。ただし、総合評価落札方式のうち簡易型総合評価落札方式（I型）による場合においては、この限りでない。

(1) 当該入札に係る工事種別において公募型指名競争入札の当該年度の発注件数が5件を超え、かつ、前年度又は前々年度の平均応札者数が5者以上であったこと。

(2) 決定数値の算定に係る主観的事項について、次のいずれにも該当すること。

ア 主観的事項の配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業の当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

イ 主観的事項のうち、環境対策、災害時の活動、安全対策、障がい者雇用、次世代育成支援及び人権啓発の取組における配点の合計に占める当該工事種別に登載された市内企業のこれらの事項に係る当該年度の主観点数の平均値の割合が0.4未満であること。

- 6 格付けされている工事種別においては、前項第2号ア及びイに該当するかどうかを、等級区分ごとに判断するものとする。

附 則

- 1 この運用基準は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第1項第2号及び第5号イの規定は、この運用基準の施行の日以後の公募について適用し、同日前の公募については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成17年9月26日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成18年1月10日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 21 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 22 年 9 月 6 日から施行する。ただし、第 3 項の改正規定は同年 8 月 18 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 項及び第 2 項の規定は、この運用基準の施行の日以後に入札手続を開始する工事の請負契約について適用する。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に行う公募に係る契約について適用し、同日前に行われた公募に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に行う公募に係る契約について適用し、同日前に行われた公募に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、平成 24 年 12 月 17 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から平成 25 年 5 月 31 日まで間の改正後の第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号の規定の適用については、第 1 項第 1 号中「有し、かつ、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 317 条の 2 第 8 項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされている」とあるのは「有する」と、「住民票の住所が高松市内である者で、高松市内に当該業種に係る営業所を有するもの」とあるのは「高松市内に当該業種に係る本店である営業所を有する者」と、第 2 項第 1 号中「法人で、地方税法第 317 条の 2 第 8 項の規定に基づき高松市内に事務所又

は事業所を有する法人である旨の申告がなされているもの」とあるのは「法人」と、「住民票の住所が高松市内である者で、高松市内に事務所（当該事務所につき法律の規定により登録等を要する場合は、当該登録等を受けた事務所に限る。以下同じ。）を有するもの」とあるのは「主たる事務所の所在地が高松市内である者」と、「委任し、かつ、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が高松市外である者で、高松市内に事務所を有する」とあるのは「委任している」とする。

附 則（抄）

- 1 この運用基準は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、平成25年10月28日から施行する。
- 2 改正後の高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に行う公募に係る契約について適用する。

附 則

この運用基準は、平成26年3月24日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年2月3日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和3年4月19日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和6年6月1日から施行する。

別表第 1（第 1 項、第 2 項関係）

区 分	機 関
国	
地方公共団体（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3）	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区
建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 45 条の公共法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1）	沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方税共同機構、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会
国土交通省令で定める法人（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条）	地方競馬全国協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、農林漁業団体職員共済組合、独立行政法人勤労者退職金共済機構、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人農業者年金基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、東京地下鉄株式会社、独立行政法人環境再生保全機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、新関西国際空港株式会社及び公益財団法人 J K A（平成十九年八月二十三日に財団法人 J K A という名称で設立された法人をいう。）

備考 施工実績として提出しようとする工事を受注した際、その発注機関が当時の法人税法別表第 1 又は建設業法施行規則第 18 条に規定する法人に該当する場合は、当該発注機関は、この表に掲げられている機関とみなす。

注意 この表に掲げられている機関（以下「対象機関」という。）以外の機関（以下「対象外機関」という。）における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない。

別表第 2（第 3 項関係）

指名業者数	申請書に付された番号
2 又は 3 の場合	すべての番号
4 以上 1 0 以下の場合	2、3 及び 4
1 1 以上 2 0 以下の場合	3、6 及び 9
2 1 以上の場合	4、1 0 及び 2 0